平成２４年（フ）第２７６号
福岡県うきは市浮羽町西隈上653番地３
債務者　諫山　裕司
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩澄　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４００号
和歌山市北野229番地の１　ライオンズマンション和歌山紀伊1203号
債務者　森　　博（旧姓古部）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４９７号
札幌市東区北20条東１丁目１番３―603号
債務者　山田　敏人
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０４号
埼玉県川越市西小仙波町１丁目４番地３
債務者　岡田　政幸
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　透
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６６号
秋田県湯沢市愛宕町２丁目３番34号
債務者　飯塚　未樹
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１３６号
山形市大字高沢434番地
債務者　長澤瑠璃子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪660番地１
債務者　竹中　雅則
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
和歌山県田辺市高雄２丁目32番41号
債務者　狭山　令子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第４５号
京都府舞鶴市字七日市207番地３―101号
債務者　井上　　理
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月２日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
京都府舞鶴市字七日市207番地３―101号
債務者　井上　智江
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月２日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第２０５７号
北海道千歳市豊里４丁目２番８号
債務者　朝日　暁美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７２号
札幌市手稲区西宮の沢４条１丁目11番14―102号、住民票上の住所札幌市東区東苗穂７条３丁目５番11号
債務者　小玉　　学
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２４２号
札幌市北区拓北６条２丁目４番３号　リバティ62―102号
債務者　渡辺　幸美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２８９号
札幌市南区石山1043番地72
債務者　森本　陽子（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３４号
札幌市北区新琴似４条６丁目２番17号
債務者　須藤　昭次
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３５号
札幌市北区新琴似４条６丁目２番17号
債務者　須藤　明子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６０号
札幌市白石区平和通２丁目北４番45―320号
債務者　田中美千子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３７６号
北海道江別市上江別西町52番地の16
債務者　佐々木澄美枝
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部